

# 地域医療支援事業共同利用放射線診断機器（CT・MRI）に関する細則

平成29年4月1日制定

## （趣 旨）

第1条 この細則は、地域医療支援事業運営管理規程第2条及び地域医療支援共同利用に関わる細則第3条第4項に則り、登録医療機関が放射線診断機器を円滑に利用できるよう定めるものとする。

## （利用範囲）

第2条 登録医療機関が放射線診断機器を利用できる機器は、以下の機器とする。

- 1) CT：単純撮影のみとする。
- 2) MRI：単純撮影のみとする。（MR Aは脳・頸部のみとする）
- 2) MRI、MR Aは問診票の提出は必須とする。
- 3) 撮影後のフィルム出力は行わず、CDまたはDVDで出力する。
- 4) 放射線科診断医の読影レポート依頼は不可とする。
- 5) 体内挿入物（止血クリップ・各種ステント・外科用インプラント・シャント・刺青・タトゥー等）のある場合や12歳以下、また鎮静の必要な方の撮影は不可とする。

## （検査の予約）

第3条 登録医療機関が放射線診断機器を利用する場合は、地域医療支援事業運営管理規程第8条に則り、総合医療相談部は申請書をもとに当該放射線オーダを発行して依頼元医療機関へ連絡する。

- 2) 総合医療相談部は、登録医療機関からFAXで送信された検査依頼書（MRIは問診票を添付）をもとに放射線部と調整を図り、検査依頼書は総合医療相談部からスキャン依頼をする。
- 3) 問診票の内容によっては、検査が中止となる場合がある。

## （検査前日）

第4条 登録医療機関が放射線診断機器を利用する場合は、検査前日、検査室に総合医療相談部から検査依頼書と問診票のコピーを届ける。なお、問診内容によっては検査が中止となる場合がある。

## （検査当日）

第5条 登録医療機関が放射線診断機器を利用するにあたり、検査当日、総合医療相談部にて受付後、診察券を発行後、患者側へ渡して北棟放射線受付へ案内し、検査終了後、北棟放射線受付において画像送信処理を確認して総合医療相談部へ連絡する。

- 2) 総合医療相談部は、画像データをCDまたはDVDで出力し患者へ渡す。

## （細則の改正）

第8条 本細則の改正は、総合医療相談部運営委員会の議を経て、病院長が決定し、地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

附 則（平成 年 細則第 号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。